

令和3年(ネ)第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正蔵 外109名

被控訴人 日本放送協会

## 意見陳述書

2021年6月29日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 辰巳 創史

- 1 醍醐聰氏は、東京大学名誉教授で、市民団体「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」の共同代表をつとめております。醍醐教授のご専門は、会計学ですが、NHKがより優れた番組を提供するよう監視・激励する活動を長年にわたって行ってきた第一人者です。
- 2 醍醐教授は、原判決が、「放送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」として、控訴人らの請求を認めなかったことについて、徹底的に批判する意見書を作成し、提出しております。

意見書自体、詳細なものではありますが、醍醐教授が法廷で具体的に証言することで論旨がより明確になること、証人が意見書で批判している点は、控訴人らの請求を認容するうえで極めて重要な論点であることから、是非とも醍醐教授を証人として採用し、直接証言をお聞き頂きたいと考えます。